

生安だより

令和2年10月発行
浦和西警察署
生活安全課

未成年者の飲酒・喫煙は法律で禁止されています
～タバコやお酒が薬物乱用の入口になることも！～

未成年者喫煙禁止法

- ・20歳になっていない未成年はタバコを吸ってはいけない。
- ・保護者は未成年がタバコを吸っていたらやめさせなければなりません。
- ・未成年にタバコを売ってはいけない。



未成年者飲酒禁止法

- ・20歳になっていない未成年はお酒を飲んではいけない。
- ・保護者は、未成年がお酒を飲んでいたらやめさせなければいけない。
- ・未成年にお酒を売ってはいけない。



保護者・販売業者（コンビニ等）の皆さまへのお願い

少年への声掛け・年齢確認の徹底
愛情を持った指導による規範意識の向上



各種犯罪に係る情報提供や非行防止教室等の依頼については、

浦和西警察署（048-854-0110）まで

警察署では24時間相談受付、あなたのプライバシーは守られます。